

指定民生委員児童委員協議会指定要領

1. 目的

都道府県・指定都市（以下「県」という。）ごとに単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）を指定し、民児協運営の充実と活動の強化を通じて民生委員・児童委員活動の支援を図る。

2. 指定

(1) 県社協等（都道府県・指定都市社協もしくは都道府県・指定都市民児協、又は都道府県・指定都市社協と同民児協による合議体。）は県社協及び県民児協と協議のうえ、県ごとに単位民児協を2か所指定する。

(2) 指定の条件

県社協等が指定するにあたっては、おおむね次のような要件を満たしている単位民児協を指定するものとする。

ア. 毎月1回以上単位民児協の会議が定例的に開催され、出席状況がきわめて良好であり、かつ計画的に運営されている。

イ. 毎月の活動記録が、全民生委員・児童委員より提出されている。

ウ. 課題分野別の部会、委員会等が設置されており、各民生委員・児童委員の役割分担が行われている。

(3) 指定する期間は、2年間とする。

3. 課題・目標

指定された単位民児協が行う活動課題・目標は次にかかげるものとする。ただし、重点活動については、いずれかの1つを選定する。

(1) 基盤強化

ア. 規約、部会規程等関係諸規程、事業計画および予算書等の整備を行う。

イ. 事例研究、課題別研修等基本的、応用的研修を行い研鑽につとめる。

ウ. 活動に伴う費用の十分な確保を図るとともに、単位民児協組織の運営拠点である事務局体制を強化する。

(2) 重点活動

ア. 単位民児協の機能強化

イ. 協働活動の積極的展開

ウ. 福祉のまちづくり

エ. 子育て環境の整備、児童委員活動の推進

オ. 在宅支援をすすめるネットワークづくり

カ. 個別援助活動に対する支援

4. 運営

- (1) 指定された単位民児協の行う上記課題・目標の設定と実施計画等は、年度当初に県社協等において、当該区域関係者をはじめ行政機関、その他の関係者を加え十分検討のうえ策定する。
- (2) 指定された単位民児協は、県社協等と協議し、当該区域の実情に応じた具体的活動計画を策定し、効果的推進を図る。
- (3) 県社協等は、当該区域に適時指導員を派遣するほか、各種の便宜、助言、援助を積極的に行う。

5. 助成金の交付

指定された単位民児協に対する助成金は、1 民児協年額 63,000 円とし、当該市区町村社協等を通じて交付する。

6. 指定決定

県社協等が単位民児協を指定したときは、所定の様式（指定民児協様式第 1 号）により実施計画を全社協に提出する。

7. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い

- (1) 事業の変更（経費配分含む）、中止または廃止しようとする場合には、いかなる場合も全社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 県社協会長等は、事業変更・中止・廃止の理由を別紙様式 1 により全社協会長宛てに提出する。全社協会長は変更内容等を確認のうえ、速やかに諾否を通知する。
- (3) 事業完了後、事業にかかる収入及び支出を明らかにした結果、助成金を当初計画のとおり使用できず残額が生じた場合は、別紙様式 2 により返還する。
- (4) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿ならびに証拠書類を事業完了後 10 年間保管しておく。

8. 事業報告

単位民児協会長は所定の様式により、実施報告書（指定民児協様式第 2 号）および精算内訳書（指定民児協様式第 3 号）を市区町村社協等を経由して県社協等に 2 部提出する。県社協等はうち 1 部を全社協に提出する。

(備考)

1. 令和2年8月 「7. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い」を追加